

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第3条の規定に基づき、条件付き一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年9月11日

旭川市長 今 津 寛 介

1 入札に付する業務の内容

- (1) 入札番号 7 番
- (2) 業 務 名 功橋上流右岸雪堆積場ほか測量調査委託
- (3) 履行期間 契約締結の日の翌日（18(3)を参照。）から令和9年3月31日まで
- (4) 業務概要 次のとおり
調査延長 2.60km
路線測量 一式 用地測量 一式
- (5) 設計金額 4,410,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市における測量業務の入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係・人的関係については18(4)参照。）
- (6) 公告の日において、旭川市建設工事等競争入札参加資格者名簿に「11市内」又は本店所在地が鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町若しくは美瑛町で登録されていること。
- (7) 設計図書ダウンロードシステムに利用者登録された者であること。

3 申請書及び資料の提出期間並びに提出場所

この条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書及び資料を提出し、市長から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この条件付き一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
（電子入札システムにより手続きを行う者は、電子入札システムに必要事項を登録すること。）
- イ 資本関係・人的関係調書（様式2）
- ウ 契約の方法に関する申出書（様式8）

(2) 提出期間

令和8年9月11日（金）から令和8年9月17日（木）までの旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで

(3) 提出書類の事前登録

(1) イ及びウについては、(2)の末日までに資料の提出に代えて下記アドレスのLoGoフォームにより、その内容を登録すること。ただし、すでに事前登録を行っている者は新たに登録を要しない。また、特別な事情により事前登録ができない場合は、(4)に示す方法により提出すること。

<https://logoform.jp/form/iLZf/1379245>

(4) 提出方法

原則として電子入札システムによる提出とする。電子入札システムによる競争入札参加資格確認申請書提出時に必要書類データを添付し提出すること。なお、添付書類データの容量は10MBまでであることから、それを超える場合は、「送付・持参提出通知書」を電子入札システムによる競争入札参加資格確認申請書提出時に添付し提出するとともに、「添付書類内訳書」を添付し関係書類を添えて送付又は持参提出すること。また、電子入札システムを使用しない場合は、「送付・持参提出通知書」及び「添付書類内訳書」を添付し、関係書類を添えて書類で送付又は持参提出すること。

(5) 送付又は持参の場合の提出場所

旭川市7条通10丁目

旭川市総務部契約課工事担当

電 話 0166-25-9701

FAX 0166-26-1323

(6) 入札参加資格の確認

申請書及び資料を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、令和8年9月28日（月）までにその理由を電子入札システム（電子入札システムを使用しない場合はその理由を記載した文書）により通知する。

(7) 提出書類様式の入手方法

入札公告とともに掲載するほか、(2)の期間中、下記アドレスのホームページにおいてダウンロードすることができる。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/567/index.html>

(8) その他

ア 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 市長は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は返却しない。

4 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年9月30日（水）

イ 提出場所 3(5)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、令和8年10月2日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

5 見積用設計図書の入手方法等

(1) 本業務に係る見積用設計図書は、次のとおりダウンロードすることができる。

なお、入札に参加しようとする者は次の期間に、自社のID・パスワードを使用して設計図書をダウンロードすること。

- ア 期間 令和8年9月11日（金）から令和8年10月4日（日）まで
イ 方法 下記アドレスの設計図書ダウンロードシステムにおいてダウンロードすることができる。

<https://www.mudoc-hba.jp/DDD/>

- (2) 設計図書に対する質問がある場合においては、次のとおり質疑事項を提出すること。

- ア 提出期限 令和8年9月30日（水）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで
イ 提出方法 3(5)に電話連絡の上、下記アドレスのLoGoフォームにより提出すること。

<https://logoform.jp/form/iLZf/914681>

- (3) (2)の質疑事項に係る質疑応答書は、下記アドレスの電子調達ポータルサイトにおいて令和8年10月6日（火）まで公表する。

<https://www.idc.e-harp.jp/Public/PortalWeb/PublicHomeInit.do>

6 入札手続等

- (1) 入札の期間 令和8年9月29日（火）午前9時から
令和8年10月5日（月）正午まで
(2) 開札の日時 令和8年10月6日（火）午後1時10分
(3) 開札の場所 旭川市役所第二庁舎5階入札室（旭川市7条通10丁目）
(4) 入札方法

- ア 電子入札システムにより、入札書及び必要とされた場合の工事費内訳書を提出すること。

なお、電子入札システムを使用しない場合は、期日指定郵便で開札日に到達するよう郵送すること。

- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び旭川市建設工事等電子入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札及び設計図書ダウンロードシステムで設計図書のダウンロード履歴が確認できない者のした入札は無効とし、これらの無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

また、市長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けて入札時点において指名停止を受けている期間中である者、その他、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

なお、設計金額を超える入札は失格とする。

8 落札者の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。また、低入札価格調査制度を適用する場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 9 工事費内訳書の提出
工事費内訳書の提出は不要とする。
- 10 契約条項を示す場所
3 (5) で閲覧に供するほか、下記アドレスの電子調達ポータルサイトにおいても公表する。
<https://www.idc.e-harp.jp/Public/PortalWeb/PublicHomeInit.do>
- 11 契約書作成の要否
電子契約システムによる契約書の作成を要する。
なお、電子契約を希望しない場合は、従前の紙による契約書を作成する。
- 12 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 免除する。
(2) 契約保証金 免除する。
- 13 支払条件
(1) 前金払
契約金額の3割以内に相当する額を行う。
(2) 中間前金払
しない。
(3) 部分払
しない。
- 14 火災保険等付保の要否
要しない。
- 15 入札の中止等
入札までの間にやむを得ない事由のため、当該業務の入札を延期又は中止することがある。
なお、中止となった場合でも、申請書及び資料の作成費用は申請者の負担とする。
- 16 入札執行回数
1回とする。
- 17 最低制限価格制度
本業務は、旭川市建設工事等最低制限価格制度実施要領による最低制限価格を設定する。ただし、同要領第7条の規定にかかわらず、調査基準価格を最低制限価格とする。
- 18 その他
(1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、旭川市建設工事等電子入札心得、その他関係法令を遵守すること。
(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
(3) 1 (3) でいう契約締結の日の翌日とは、その日が休日に当たるときは、休日を経過した最初の日とする。
(4) 2 (5) でいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。
ア 資本関係
次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生

手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イと同視し得る特定関係があると認められる場合

- (5) 落札者は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用確認要領（以下「雇用確認要領」という。）第 1 2 条により準用される第 4 条から第 6 条の規定に基づき、契約時に提出する管理技術者の経歴書（以下「経歴書」という。）に、契約日以前 3 か月以上の雇用関係を確認できる次のいずれかの書類を添付すること。

ア 監理技術者資格者証（写し）

イ 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書（写し）

ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書（写し）

エ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写し）

オ 所属会社の雇用証明書（写し）

カ 上記で確認することができない正当な理由がある場合は、その理由を記載した申立書

なお、雇用確認要領第 1 2 条により準用される第 1 1 条の規定（倒産による退職後再雇用された者の配置を規定）に該当する場合は、上記アからカに代え、経歴書に次の書類を添付すること。

キ 雇用期間確認免除申立書

- (6) 納税証明書等の提出

契約締結手続きにあたって、落札者は、旭川市長が落札日の属する年度の 4 月 1 日以降に交付した旭川市の市税に滞納のないことを確認できる納税証明書（写し）を契約課に提出すること（電子契約を行う場合は電子メールで契約課に送信すること。）。

上記の納税証明書により旭川市の市税に滞納のないことが確認できない場合は、落札決定後に正当な理由がなく契約を辞退したものとみなし、契約を締結しない。

なお、旭川市に納税義務のない者については、納税義務がない旨の確認を受けた納税証明交付請求書を提出すること（電子契約を行う場合は電子メールで契約課に送信すること。）。

- (7) 契約相手方が個人（法人、人格のない社団等でない）の場合、本契約における支払金額から所得税が源泉徴収される。

- (8) その他、入札に関しての照会先

3 (5)に同じ。

- (9) 3 及び 6 について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面による提出を希望する者がある場合の取扱いは、旭川市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。